

令和 7 年度
第 4 次那覇市水産業振興基本計画策定業務
企画提案募集要項

令和 7 年 4 月 18 日

那覇市経済観光部
商工農水課 農水グループ

1 募集概要

(1) 事業の名称

「第4次那覇市水産業振興基本計画策定業務」（以下「本事業」という）

(2) 事業目的

本市では、水産業の振興発展を図るため、平成27年10月に「第3次那覇市水産業振興基本計画（以下「現行基本計画」という。）を策定し、令和7年度までの水産業施策を進めるための指針としての役割を担っているが、新型コロナウイルス感染症の影響や、沖縄県漁業協同組合連合会セリ機能の糸満漁港移転等、本市水産業を取り巻く環境が現行基本計画策定時から大きく変化している。

本業務は、本市水産業を取り巻く環境変化や将来予測を調査及び分析、整理を行い、本市水産業振興の在り方について検討を行うものであり、令和6年度に策定した第4次那覇市水産業振興基本計画（以下「第4次基本計画」という。）の骨子案等を基に、第4次基本計画を策定するものである。

(3) 業務内容

「別紙1 令和7年度 第4次那覇市水産業振興基本計画策定業務 業務委託仕様書」
のとおり

(4) 提案上限額

10,564,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(5) 募集等の主なスケジュール

①公募開始日	令和7年4月18日（金）
②質問受付期間	令和7年4月18日（金）～5月1日（木）正午
③質問回答	令和7年5月12日（月）
④参加申請書提出期限	令和7年5月16日（金）正午
⑤提案書提出期限	令和7年5月21日（水）正午
⑥プレゼン審査予定日	令和7年5月26日（月）
⑦契約予定日	令和7年6月3日（火）

2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技術を備えていること。
- (8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。
- (9) 関係法令を遵守していること。
- (10) 公序良俗に反していないこと。

3 質問事項

「(様式9)質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「第4次那覇市水産業振興基本計画策定業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

質問期限：令和7年5月1日(木)正午

宛 先：k-syou001@city.naha.lg.jp

※「k-syou」は英字、「001」は数字。

回 答：令和7年5月12日(月)に、本市公式ホームページに掲載する。

4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。

ただし、この場合、応募者は1社とし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)及び(9)～(10)までの要件を満たすものとする。

5 提案書作成及び提出について

- (1) 参加申請書兼誓約書提出

参加申請書兼誓約書提出期限：令和7年5月16日(金)正午 ※時間厳守

- ①参加申請書兼誓約書(様式1)

※参加申請書兼誓約書を提出していない者からの提案は受け付けない。

- (2) 提案書等提出書類

提案書等提出期限：令和 7 年 5 月 21 日（水）正午 ※時間厳守

①提案参加届出書（様式 2）

②提案書（様式なし。作成の際は「別紙 2 提案書作成要領」参照）

③見積書（様式 3）

④見積明細書（様式 4）

⑤協力連携事業者予定調書（様式 5） ※複数事業者による応募の場合のみ

⑥会社概要（様式 6）

⑦業務実績調書（様式 7） ※過去 3 年分の実績にかかる契約書の写しを添付すること。

⑧セルフチェックリスト（様式 8）

⑨定款

⑩登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行から 3 カ月以内のもの

⑪直近の市町村税の完納（滞納がないこと）を証明する書類

（1 ヶ月以内に発行されたもの。）

※協力連携事業者の場合は、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪が全社分必要となります。

(3) 形式

①提案書は「別紙 2 提案書作成要領」の内容を必ず記載することとする。

②提案書は表紙を除いて 20 頁以内とする。

③各書類は押印箇所全てに代表者印を押印した上で、A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にインデックスタブを貼付すること。

④正本 1 部、正本の PDF データ（CD、DVD-ROM 等、USB 不可）を提出すること。

※PDF データについて、紙媒体をスキャンしたものではなく、ワードやエクセル、パワーポイント等を PDF 形式で保存したものを提出すること。ただし、押印が必要な書類はスキャンしたものを提出すること。

※提出書類毎に分けて提出すること。

⑤カタログ等がある場合は、提案書とは別にバインダー等に綴じ、1 部提出すること。

提案内容を説明する重要事項は、提案書にその旨記述すること。

(4) 提出先

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 本庁舎 6 階 商工農水課

※受付は午前 9：00～17：00（12：00～13：00 は除く）。

※閉庁日（土日、祝日）は受付不可。

※郵送提出は不可。

6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

- ・提案書及びプレゼンテーションにより選定する。
- ・企画提案審査の開始時間帯については、応募書に別途通知する。
- ・応募者が5者を超える場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。

審査評価区分	審査評価方法
企画提案	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。
価格	見積額の審査を行う。

評価項目

評価項目		
1	事業者概要・実績	
2	実施体制・遂行能力	
3	全般	・事業目的や業務内容等に対する理解度について ・企画の提案力について
4	第4次基本計画素案の作成業務について	・骨子案の確認及び整理 ・本市水産業の課題及び今後の方向性の整理 ・施策の検討 ・各種調査 ・第4次基本計画の進捗管理と評価手法、KPIに関する検討
5	総合評価	企画提案全体に対する評価
6	価格点	見積価格

(2) 日時及び場所

日時：令和7年5月26日(月)※時間は別途通知

場所：那覇市役所本庁6階 602会議室

(3) 提案審査実施方法

企画提案：20分以内

質疑応答：15分程度

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者及び次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

(6) その他

①順番については、企画提案書を受け付けた順とする。

②プレゼンテーション当日の追加資料配布は認めない。

③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は一切認めない。

④プロジェクター、スクリーンについては事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要となる物は持参すること。

⑤市役所本庁舎駐車場を利用する際は、事業者にて料金を負担すること。

7 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容・契約内容について詳細な協議を行い、受託事業者として決定し、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

(1) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

①本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

②本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 一つの事業者が複数申請したとき。

(3) 書類等に虚偽の記載がある提案。

(4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

(5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。

(6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 本事業の公募に係る質問については電子メールのみとし、電話等では取り扱わない。
ただし、質問内容及び本市の回答内容は、本市公式ホームページに掲載する。

10 お問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 農水グループ（本庁舎 6 階）

TEL:098-951-3209 FAX:098-951-3213

E-Mail k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：安田